

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（平成30年11月9日京都市条例第23号）（文化市民局地域自治推進室）

次のとおり特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつとの名称が変更されたことに伴い、規定を整備することとしました。

改正前	改正後
特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつと	特定非営利活動法人F a S o L a b o 京都

この条例は、平成30年11月9日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 23 号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつの項中「特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつと」を「特定非営利活動法人F a S o L a b o 京都」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)